

宮崎長太夫

中川式部様

右願之通田中と爲相名乗候様、同月十八日被仰出。以上享保十二年也。

乍恐申上候。

一、私兄茜屋理右衛門与申者、生國但馬出石之者に而、延寶二年九月御當地に被召寄、同四年之秋御扶持方並御給銀被下、茜染御用被仰付置候處、享保五年正月六拾九歳に而病死仕、茜染御用相勤可申者無御座候。故理右衛門後家貞保方より奉願候は、但馬之本家筒井長右衛門方に、故理右衛門娘つる並聖高柳屋嘉右衛門兩人之者差遣、右嘉右衛門に傳受仕候歟、無左候は、茜染仕候もの一人御當地に召連罷越申度之旨、享保九年十月奉願候處、願之通被爲仰付、銀子等拜借仕、同年十月廿五日に但馬に參着仕、傳受之儀於彼地願申候得とも、相叶不申候付、左候は、茜染仕候者一人指下しくれ候様に、つる願申に付、長右衛門存寄には、且は理右衛門跡相續をも仕候へば、理右衛門名跡等斷絶不仕、其上但馬之面目と存、一人御當地に差下

し申に相極候。私儀但馬國豐岡と申所に居住仕、十四・五ヶ年以前致法體罷在候處、本家に納得之上を以、私罷下申に相極り、傳受仕申候。夫より享保十一年十一月私迎に、つる夫嘉右衛門に組合之者指添、但馬に罷越候故、同道仕御當地に罷越候處、理右衛門通り御扶持、御給銀被下置、剩居屋敷等拜領被爲仰付、難有忝奉存、茜染御用相勤罷有申候處、私儀今年六拾二歳に罷成、御用之節御城中其外所々相勤申儀難儀仕候に付、今般袋町木綿屋七郎兵衛貸屋大野屋次郎兵衛せがれ次右衛門と申者、今年十八歳に罷成候に付、私養子に仕申候。則名をも理右衛門と爲相改申度奉存候。茜染一卷染様之品々、私方より致爲染習申度奉存候。傳受之儀は、追而但馬之本家に指遣爲致傳受申度奉存候。私儀年罷寄、右御用相勤兼申に付、本家傳受さへ相濟候者、奉願御用之儀、右次右衛門に爲相勤申度奉存候間、右之趣被爲聞召上、願之通被爲仰付被下候者、難有忝可奉存候。以上。

享保十五年四月四日

田中雪齋印

町御奉行所

右雪齋、同年十月十一日病死之旨記載有之。但し雪齋死後、右養子理右衛門但馬出石の自家へ罷越し、茜染の傳法を免許し來れる事は所見なし。按するに、町會所留記に載せたる、享保十九年四月稻垣與三右衛門等連名の詮議書に、龜甲屋與助等頭取紺屋三人の者、茜染仕覺えけるに依りて、向後茜染御用可被仰付、此職筋退轉不仕様可心得旨、先達而被仰渡。と見られたれば、田中雪齋死後、龜甲屋與助等の者共、僅かにそのさき茜染の手傳せしかど、是にて辨用する事と成り、雪齋の養子理右衛門は茜染傳受の事も止みたりと聞ゆ。さて此の後は、茜屋理右衛門は染工を廢し、屋號を茜屋と稱するのみにて、煮賣商賣と團子店とをなし、代々理右衛門或は理兵衛と稱すといへり。寛政の頃金澤町醫師服部元好に酒を振舞はんとして、買ひに遣しけるに障る事ありて、使空しく歸りければ、元好取敢ず。

酒ひとつ吞まねど顔は茜染

亭主のためについ理右衛門

右狂歌にて見れば、寛政の頃は團子店のみにて、煮賣店は其の後初めたるにや。卯辰心蓮社の過去帳に、寛文五年六

月卅日茜屋理右衛門父とて法名を記載し、此の外茜屋理右衛門娘などの法名をも書載せられたど、其の後寺替へせしにや、享保以後は其の名見えず。又昔茜染をなしたる頃の蓋なりとて、古き大釜を持傳へ居たりしかど、子孫追々零落して、其の古器も遂に賣却し、漸く家名のみ相續し來りしかど、明治維新の頃堅町の居宅も賣拂ひ、獨身にて子もなく、終に斷絶すといへり。

○茜染傳方事略

和名鈔染色具に、茜蘇見反。和名阿加彌。兼名苑注云。茜可以染緋者也。と見え、下學集には、茜染、茜草とありて、上古以來緋を染むる染草なりしがゆゑに、此の草をばあかねと呼び、その染色をばあかねぞめと呼べり。中古より武家に於て武用の旗指物をば茜染になしたり。武用の旗指物は雨露に逢ふとも、其の色を變ぜざるを第一とす。然るに但馬國出石なる筒井長右衛門が家に傳へたる茜染の傳方は、假令泥中に數年入れ置くと、其の色變ずる事なしといへり。故に吾が舊藩五世參議中將綱紀卿も、出石の領主小出修理へ依頼ありて、筒井長右衛門が一族茜屋理右衛門